

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

字の区域の変更(二件)  
保険医療機関等の指定  
保険薬剤師の登録

新たに行おうとする土地改良事業の認可

土地改良事業の認可(二件)

土地改良法による換地処分(二件)

保安林の指定の解除予定

### ◇ 選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨

### ◇ 公 告

狩猟免許試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第七百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による字谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十八年一月十日現在の地番による。)
大字字谷字瀧	大字字谷字瀧のうち五〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字字谷字渡瀬一〇二四から一〇二六までの一部、一〇二九の二、一〇二九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字字谷字清水	大字字谷字清水のうち五一一の二、五二一の一部、五二二から五二四まで、五二八から五三〇までの一部、五三〇の二の一部、五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字字谷字丁田(九七三)合併の一部及びこれと一体をなす国有地 大字字谷字渡瀬一〇〇七の一部及びこれと一体をなす国有地の一部

<p>大字宇谷字丁田</p>	<p>大字宇谷字清水五二一から五二四までの一部、五二八から五三〇までの一部、五三〇の二の一部、五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三三と一体をなす国有地の一部          大字宇谷字丁田のうち九七三(九七四)合併の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域          大字宇谷字渡畷一〇〇二の三の一部</p>
<p>大字宇谷字渡畷</p>	<p>大字宇谷字溝五〇一と一体をなす国有地の一部          大字宇谷字清水五一一の二、五二一から五二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地          大字宇谷字渡畷のうち一〇〇二の三の一部、一〇〇七の一部、一〇二四から一〇二六までの一部、一〇二九の二、一〇二九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第七百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による掘（清水）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）
大字堀字足谷口	<p>大字堀字足谷口のうち二四八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字堀字殿垣内二八四の二、大字堀字向河原三二九の二の一部、三三〇、三三一の一部、三三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字堀字上清水三九八の二の一部</p>
大字堀字殿垣内	<p>大字堀字殿垣内のうち二八四の二以外の区域、大字堀字向河原三二九の二の一部、三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字堀字西権現堂九六九の三</p>
大字堀字向河原	<p>大字堀字向河原のうち三二九の二、三三〇、三三一の一部、三三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字堀字上清水	<p>大字堀字上清水のうち三九八の二の一部以外の区域及び大字堀字足谷口二四八の二と一体をなす国有地の一部</p>
大字堀字小ネヂグチ	<p>大字堀字小ネヂグチのうち四六四の二の一部、四六五の一部、四六六の一部及び四七八の二の一部以外の区域、大字堀字宮ノ前五〇一の三の一部並びに五〇一の一、五〇一の三、五一一、五二二の二及び五一六と一体をなす国有地の一部並びに大字堀字滝坂口五七七の二と一体をなす国有地の一部</p>
大字堀字宮ノ前	<p>大字堀字宮ノ前のうち五〇一の三の一部並びに五〇一の一、五〇一の三、五一一、五二二の二及び五一六と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字堀字小ネヂグチ四六四の二の一部、四六五の一部、四六六の一部及び四七八の二の一部</p>

大字堀字滝坂口	大字堀字滝坂口のうち五七七の二と一をなす国有地の一部以外の区域
大字堀字西権現堂	大字堀字西権現堂のうち九六九の三二以外の区域

鳥取県告示第七百三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥医院末恒出張診療所	鳥取市伏野一七〇九一	昭和五十八年八月十四日
宇山耳鼻咽喉科医院	鳥取市南町四〇一	昭和五十八年八月十日
水垣内科	鳥取市徳尾一五一一六	昭和五十八年八月一日
安田内科医院	米子市二本木五三九	〃
大賀美整形外科医院	米子市米原九一六九	〃

なかくき医院	米子市末広町二六六	〃
医療法人清生会 谷口病院	倉吉市上井町一丁目一三	昭和五十八年八月三日
小坂内科医院	境港市高松町五九七一五	昭和五十八年八月一日
祝部医院	気高郡気高町大字浜村一―二	〃
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿五二三	〃
多名部歯科医院	鳥取市西町二丁目二〇四	昭和五十八年八月十四日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目二一九	昭和五十八年八月一日
マブチ歯科医院	鳥取市栄町六六〇―三池上ビル三階	〃
松本歯科医院	東伯郡三朝町大字今泉六五七	〃
谷口歯科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	昭和五十八年八月六日
崎山薬局	東伯郡東伯町大字徳万三〇三一	昭和五十八年八月一日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口六九五―一	〃
湯所薬局	鳥取市湯所町二丁目三二四	〃

鳥取県告示第七百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
入江 法美	鳥粟第五二四号	昭和五十八年七月二十三日
猪川 浩美	鳥粟第五二五号	昭和五十八年七月二十六日

鳥取県告示第七百三十四号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（西伯（入蔵）地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十八年八月十八日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十五号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良（船上山地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年八月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十六号

名和町から申請のあつた町営土地改良（倉谷地区ため池等整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年八月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、泊村から同村が行う土地改良事業に係る宇谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第

九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る堀（清水）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野井倉字間谷二の一八六・字中峯一〇・一一・一三・字一向平ル六八八の一・六八八の一八から六八八の二一まで（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野井倉字一向谷一四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百一十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十

条第一項の規定に基づき、その略号を次のとおり公表する。

昭和五十八年八月二十三日

選挙区選挙区選挙区選挙区選挙区 田 中 健 雄

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	政治団体の名称	政治団体の名称	政治団体の名称
◎その他の政治団体 期間 昭和56年1月1日～12月31日 政治団体の名称 池沢源蔵後援会 報告年月日 昭和58年2月21日	政治団体の名称 大川正夫後援会 報告年月日 昭和58年2月25日	政治団体の名称 香山晃後援会 報告年月日 昭和58年3月31日	政治団体の名称 熊谷正春後援会 報告年月日 昭和58年3月23日
1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額
政治団体の名称 伊藤武夫後援会 報告年月日 昭和58年3月31日	政治団体の名称 個人からの寄附 個人からの寄附 小計	政治団体の名称 個人からの寄附 個人からの寄附 小計	政治団体の名称 個人からの寄附 個人からの寄附 小計
1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額	合 計 〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 その他 小計	合 計 〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 その他 小計	合 計 〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 その他 小計
0円 0円 0円 0円 0円	225,000円 0円 225,000円 36,000円 0円	300,960円 0円 300,960円 300,960円 0円	300,960円 0円 300,960円 300,960円 0円
225,000円 0円 225,000円 36,000円 0円	225,000円 0円 225,000円 36,000円 0円	300,960円 0円 300,960円 300,960円 0円	300,960円 0円 300,960円 300,960円 0円
225,000円 0円 225,000円 36,000円 0円	225,000円 0円 225,000円 36,000円 0円	300,960円 0円 300,960円 300,960円 0円	300,960円 0円 300,960円 300,960円 0円
225,000円 0円 225,000円 36,000円 0円	225,000円 0円 225,000円 36,000円 0円	300,960円 0円 300,960円 300,960円 0円	300,960円 0円 300,960円 300,960円 0円

小計 300,960円

(2) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品費 43,050円

小計 43,050円

政治活動費

組織活動費 16,970円

機関紙誌の発行  
その他の事業費 240,940円

宣伝事業費 240,940円

小計 257,910円

合 計 300,960円

政治団体の名称 門脇たけし後援会  
報告年月日 昭和58年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額 24,300円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 熊谷正春後援会  
報告年月日 昭和58年3月23日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額 24,300円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

<p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>		<p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 100,000円</p> <p>小 計 100,000円</p> <p>合 計 100,000円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 100,000円</p> <p>小 計 100,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費 380円</p> <p>光熱水費 4,100円</p> <p>備品・消耗品費 41,106円</p> <p>事務所費 45,586円</p> <p>小 計 1,000円</p> <p>政治活動費 35,350円</p> <p>組織活動費 36,350円</p> <p>機関紙誌の発行 その他の事業費 81,936円</p> <p>宣伝事業費 81,936円</p> <p>小 計 81,936円</p> <p>合 計 81,936円</p>	
<p>政治団体の名称 秀峰会</p> <p>報告年月日 昭和58年 3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 1,500,000円</p> <p>ア 前年繰越額 1,500,000円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>		<p>政治団体の名称 杉原義人後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年 4月 4日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 40,000円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 40,000円</p> <p>(2) 支出総額 39,000円</p>	
<p>政治団体の名称 杉根修後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年 3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 100,000円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 100,000円</p> <p>(2) 支出総額 81,936円</p>		<p>政治団体の名称 田口陽一助後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年 3月24日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 101,900円</p> <p>ア 前年繰越額 39,500円</p> <p>イ 本年収入額 62,400円</p> <p>(2) 支出総額 50,320円</p>	
<p>2 収入・支出の内訳</p>		<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 40,000円</p> <p>小 計 40,000円</p> <p>合 計 40,000円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>個人からの寄附 40,000円</p> <p>その他 40,000円</p> <p>小 計 40,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費 39,000円</p> <p>組織活動費 39,000円</p> <p>小 計 39,000円</p> <p>合 計 39,000円</p>	
<p>2 収入・支出の内訳</p>		<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>個人の負担する党費 又は会費 (31人) 31,000円</p> <p>寄附 (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 31,400円</p> <p>小 計 31,400円</p> <p>合 計 62,400円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>個人からの寄附 31,400円</p> <p>その他 31,400円</p> <p>小 計 31,400円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費 420円</p> <p>備品・消耗品費 420円</p> <p>小 計 420円</p>	

<p>政治活動費</p> <p>組織活動費 18,300円</p> <p>調査研究費 11,600円</p> <p>寄附・交附金 20,000円</p> <p>小計 49,900円</p> <p>合計 50,320円</p>		<p>政治団体の名称 角本章後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年3月28日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>前年繰越額 0円</p> <p>本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>		<p>(2) 支出総額 55,500円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附(内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 55,000円</p> <p>小計 55,000円</p> <p>合計 55,000円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 55,000円</p> <p>小計 55,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費 13,500円</p> <p>事務所費 13,500円</p> <p>小計 13,500円</p> <p>政治活動費 42,000円</p> <p>機関紙誌の発行 その他の事業費 42,000円</p> <p>その他の事業費 42,000円</p> <p>小計 42,000円</p> <p>合計 55,500円</p>		<p>政治団体の名称 中村卓郎後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>前年繰越額 0円</p> <p>本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>	
<p>政治団体の名称 谷口達雄後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年3月16日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>前年繰越額 0円</p> <p>本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>		<p>政治団体の名称 藤和会</p> <p>報告年月日 昭和58年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 1,500,000円</p> <p>前年繰越額 1,500,000円</p> <p>本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>		<p>政治団体の名称 野坂浩賢中部後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年3月30日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 171,710円</p> <p>前年繰越額 68,593円</p> <p>本年収入額 103,117円</p> <p>(2) 支出総額 86,250円</p>			
<p>政治団体の名称 玉木久夫後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年3月17日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 8,160円</p> <p>前年繰越額 8,160円</p> <p>本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>		<p>政治団体の名称 中原修治後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年3月29日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 57,880円</p> <p>前年繰越額 2,880円</p> <p>本年収入額 55,000円</p>		<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>個人からの負担する党費 又は会費(200円) 101,000円</p> <p>その他の収入 2,117円</p> <p>小計 10万3千117円</p>			



<p>政治団体の名称 浜崎芳宏美芳会 報告年月日 昭和58年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額                      (1) 収入総額 12,496円                      ア 前年繰越額 0円                      イ 年収入額 12,496円                      (2) 支出総額 12,150円</p> <p>2 収入・支出の内訳                      (1) 収入の内訳                      個人の負担する党費                      又は会費(20人) 12,426円                      その他の収入 70円                      10万円未満の収入 70円                      小計 70円                      合計 12,496円</p> <p>(2) 支出の内訳</p>	<p>政治団体の名称 広島了輔後援会 報告年月日 昭和58年3月25日</p> <p>1 収入・支出の総額                      (1) 収入総額 20,108円                      ア 前年繰越額 20,108円                      イ 本年収入額 0円                      (2) 支出総額 20,108円</p> <p>2 支出の内訳                      経常経費                      光熱水費 12,000円                      備品・消耗品費 8,108円                      小計 20,108円                      合計 20,108円</p> <p>政治団体の名称 藤井文雄後援会 報告年月日 昭和58年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p>	<p>政治団体の名称 藤原栄喜後援会 報告年月日 昭和58年3月28日</p> <p>1 収入・支出の総額                      (1) 収入総額 0円                      ア 前年繰越額 0円                      イ 本年収入額 0円                      (2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 前田好雄後援会 報告年月日 昭和58年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額                      (1) 収入総額 0円                      ア 前年繰越額 0円                      イ 本年収入額 0円                      (2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 松田道昭後援会</p>	<p>報告年月日 昭和58年3月29日</p> <p>1 収入・支出の総額                      (1) 収入総額 17,184円                      ア 前年繰越額 17,184円                      イ 本年収入額 0円                      (2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 松田道昭後援会 放共闘支部 報告年月日 昭和58年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額                      (1) 収入総額 1,115円                      ア 前年繰越額 1,115円                      イ 本年収入額 0円                      (2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 丸山薫後援会 報告年月日 昭和58年4月5日</p> <p>1 収入・支出の総額                      (1) 収入総額 100,000円                      ア 前年繰越額 5,660円                      イ 本年収入額 4,340円</p>
<p>合計 103,117円</p> <p>(2) 支出の内訳                      政治活動費                      組織活動費 86,250円                      小計 86,250円                      合計 86,250円</p>	<p>政治活動費                      その他の経費 12,150円                      小計 12,150円                      合計 12,150円</p>	<p>(1) 収入総額 1,500,000円                      ア 前年繰越額 1,500,000円                      イ 本年収入額 0円                      (2) 支出総額 0円</p>	<p>報告年月日 昭和58年3月29日</p> <p>1 収入・支出の総額                      (1) 収入総額 17,184円                      ア 前年繰越額 17,184円                      イ 本年収入額 0円                      (2) 支出総額 0円</p>

<p>(2) 支出総額 9,600円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 4,340円</p> <p>小 計 4,340円</p> <p>合 計 4,340円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 4,340円</p> <p>小 計 4,340円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 9,600円</p> <p>小 計 9,600円</p> <p>合 計 9,600円</p> <p>政治団体の名称 三朝町平林清三後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年 3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 35,276円</p> <p>ア 前年繰越額 35,276円</p>		<p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 宮脇三巳後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年 3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 68,000円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 68,000円</p> <p>(2) 支出総額 68,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 68,000円</p> <p>小 計 68,000円</p> <p>合 計 68,000円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 68,000円</p> <p>小 計 68,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p>		<p>備品・消耗品費 18,000円</p> <p>事務所費 50,000円</p> <p>小 計 68,000円</p> <p>合 計 68,000円</p> <p>政治団体の名称 藪内明後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年 2月14日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 八幡博孝後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年 3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 1,500,000円</p> <p>ア 前年繰越額 1,500,000円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>	
--	--	---	--	---	--

農取県選挙管理委員会告示第百二十二号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十八年八月二十三日

農取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

保有金の収支報告書の要旨

期間	昭和56年 4 月 1 日～12月31日	特定公職の候補者の氏名	伊藤武夫	熊谷正春
特定公職の候補者の氏名	伊藤武夫	公職の種類	県議会議員	県議会議員
公職の種類	県議会議員	報告年月日	昭和58年 3 月 23 日	昭和58年 3 月 23 日
報告年月日	昭和58年 3 月 31 日	保有金の収入・支出の総額		
保有金の収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円	0円
		(2) 支出総額	0円	0円
(1) 収入総額	0円	前年繰越額	0円	0円
前年繰越額	0円	本年収入額	0円	0円
本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円	0円
(2) 支出総額	0円			

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第82号。以下「法」とい  
う。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

昭和58年 8 月 23 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	試 験 場 所
昭和58年 9 月 14 日（水）	9時30分から	鳥取市東町一丁目 220 番地鳥取県庁 議会棟第15会議室
“ 9 月 21 日（水）	“	米子市桜町一丁目 160 番地西部総合 事務所講堂
“ 10 月 20 日（木）	“	倉吉市東蔵城町 2 番地中部総合事務 所大会議室

（注） 受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- (2) 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識）

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振  
興局長に提出すること。

- (1) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.6  
センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及  
び撮影年月日を記載したもの 1 枚
  - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1  
号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第  
6 条第 2 号又は第 3 号に該当するかどうかについての医師の診断書
- 5 申込期限

受験をしようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料 2,800円。ただし、受験の日に狩猟免許を受けており、これと異なる種の免許を受けようとする者にあつては、2,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857—26—7304）又は各地方農林振興局林業課に問に合わせることに。